

収入証明書類に関する補足説明

- ◎同居・別居を含め2親等(祖父母含む)以内の方全員について提出してください。
- ◎勤務形態により提出書類が決まっておりますので、以下をご参照ください。
- ◎収入証明書類はA4サイズでのコピーを提出してください(原本の提出は不要です)。
- ◎書類に関する不明点は、学生生活課奨学金担当 (ssggkk@ris.ac.jp) にお問合せください。
- ※お問い合わせの際は、必ず件名を「小原白梅育英基金質問(ご自身の学籍番号)」として下さい。

(1) 源泉徴収票

勤務先から給与を受けている方(会社勤め、アルバイト、パートタイム)は、源泉徴収票を提出してください。

- 「令和5年(2023年)分」のものであることを確認してください。
- 複数の勤務先がある場合は、全ての勤務先のものを出してください。
- 中途就・退職に年月日が記載されていないことを確認してください。(記載がある場合、本出願には使えません。)
- 「中途就・退職している」などの場合は、下記(6)を参照の上、該当するものがなければ学生生活課にご相談ください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

住所(勤務先) 東京都千代田区霞が関3-1-1

氏名 あばうと太郎

給与・賞与 2,850,000円

源泉徴収税額 100,900円

中途就・退職 25/08/30

住所(居住) 東京都豊島区東池袋5-41-142

氏名又は名称 株式会社 アバウトコンサルティング

(2) 確定申告書

自営業等の方は、確定申告書を提出してください。

- 「令和5年(2023年)分」のものであることを確認してください。
- 確定申告書【A】または【B】のいずれかを提出してください。
- 第一表と第二表の両方を提出してください。
- 税務署の受付印(文書印受印)または税理士作成印のいずれかがあることを確認してください。
- ※電子申告の場合は、申請が受理されたことが確認できるもの(即時通知画面のコピーなど)を添付してください。

令和5年分の確定申告書B

収入金額 0.00

所得金額 0.00

所得から差し引かれる金額に関する事項

税務署の受付印

(3) 年金振込通知書

年金を受給されている方は、年金振込通知書を提出してください。「年金額改定通知書」または「年金証書」でも構いません。

- 受給者の氏名や金額が書かれている部分を提出してください。
- お手元にある最新の通知書を提出してください。
- 「年金振込通知書を失くしてしまった」等、お手元がない場合は、「所得証明書」を提出してください。

| 年金振込通知書 | | 振込予定日 | |
|--|----|--|--|
| (振込予定日) 年 月 日 | | 年金の振込日は原則毎月15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。 | |
| 年金の制度・種類 | 年金 | 【令和2年】 | 6月15日(4月・5月分) 8月14日(6月・7月分) 10月15日(8月・9月分) 12月15日(10月・11月分) |
| 年金証書の繰上年金番号・年金コード | | 【令和3年】 | 2月15日(12月・1月分) 4月15日(2月・3月分) |
| 受給者氏名 | | 注意事項 | |
| 振込先 | | <ul style="list-style-type: none"> 各支払期に切り替わられた額数の合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払期に、額差を算定してお支払いします。 左面の「年金振込通知書」に令和2年4月の支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。 | |
| 年金から特別徴収する保険料等 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から送付される通知書をご確認ください。 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。 後期高齢者医療保険料の見直しにより、8月又は10月以降の額が変わることがあります。 | | | |
| <p>※ 8月以降の控除の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。</p> | | | |
| 厚生労働省 官署支官 厚生労働省年金局事業企画課長 | | 印影 | |
| 年金から特別徴収する保険料(税)額等に関することは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。 | | | |

(4) 所得(課税/非課税)証明書

現在収入のない方は、役所にて所得証明書(自治体により「課税証明書」「非課税証明書」等、名称が異なります)の発行を受け、提出してください。

- 「令和5年(令和4年分)」のものであることを確認してください。
- 総所得金額「0円」と記載がある証明書を提出してください。(発行時、役所窓口にて「0円の記載が必要」である旨を申し出てください。自治体により「0円」表記ができない場合はその旨を証明書に鉛筆で記載してください。)
- 両親ともに無収入の場合は、現在の家計状況を詳しく願書に記載してください。
(例「祖父母から月△万円の援助を受けている」「貯蓄を取り崩して生活している」等)

所得金額0円と記載のある所得証明書(例)

令和5年(令和4年分) 区民税・都民税 所得証明書

課税期口現在の住所 東京都新宿区桜ヶ丘1-2-3
氏名 姓 名 一 郎 姓 名 一 郎 発行番号 12345
平成30年中の所得額 所得税 区民税 都民税 区民税 都民税
給与収入額 0円 所得税 0円 区民税 0円 都民税 0円
年金収入額 0円 所得税 0円 区民税 0円 都民税 0円
所得種類 内 訳 所得税 0円 区民税 0円 都民税 0円
証明書交付時の納付予定額 0円

申請理由
課税理由

上記の通り相違ないことを証明します。
平成30年4月30日 ○○○長 〇〇〇長

(5) 学生の証明書

出願者の兄弟姉妹で学生の方については、収入証明書の提出は不要です。

(6) その他の収入証明書類

以下に該当する場合はこちらの収入証明書類をご提出ください。

- 生活保護受給者・生活保護決定(変更)通知書
- 雇用保険受給者・雇用保険受給資格者証
- 傷病手当金受給者・傷病手当金通知書
- 2023年1月以降に新しい勤務先に就職した方・直近の給与明細3か月分
- 2022年1月以降に離職/退職/廃業した後、現在は収入がない方・離職票/退職証明書/廃業届受理証明書
- 児童養護施設等に入所/里親による養育の方・施設等在籍証明書/児童委託証明書/措置解除決定通知書